

静岡県公立大学法人

平成30年度 年度計画

平成30年3月

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果、内容等

ア 育成する人材

(7) 静岡県立大学

a 学士課程

<全学的に取り組む教養教育>

- ・幅広い教養と基礎学力を兼ね備えた人材を育成するために、授業内容の精査並びに「しずおか学」科目群の選択幅の多様性を図りつつ、全学共通科目を引き続き実施する。「地（知）の拠点整備事業」の理念に沿った「しずおか学」科目群の更なる整備・充実を図りつつ、運用上の問題点を整理し、学部間協力など実施体制の充実にむけて更なる議論を進める。

(No. 1)

<専門基礎教育・専門教育>

[薬学部]

- ・高度先導的薬剤師を養成するために、改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに対応した薬学教育を学年進行に応じて実施する。また、改訂カリキュラムの不断の見直しを行うとともに、改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムで規定された卒業研究の更なる質的向上に向けた取り組みについて検討を行う。

(No. 2)

- ・新カリキュラムによる講義、実習、演習の検証を薬学部教務委員会が中心となって行い、新カリキュラムを適時改訂して、完成度を高める。

(No. 3)

- ・薬剤師国家試験の内容の精査や模擬試験の結果の解析を踏まえて、薬剤師国家試験対策の補講や通常講義の内容の検討を行う。また、学部6年次に総合薬学演習試験を実施し、学生の学力達成度をチェックする。学部5年次にはスタートアップ模試を実施し、早期から国家試験を意識させる。新卒者の薬剤師国家試験の合格率は、国公立大学の上位5位以内を目指す。

(No. 4)

[食品栄養科学部]

- ・食品生命科学科では、引き続き講義及び実験実習の充実を図る。
- ・栄養生命科学科においては、3年目となる栄養教諭教職課程の教育を確実に進める。
- ・環境生命科学科では、引き続き講義及び実験実習の充実を図り、環境計量士等の専門技術者の養成に努める。

(No. 5)

- ・国家試験関連科目の講義の工夫に努めるとともに、模擬試験などの国家試験対策の一層の充実を図る。模擬試験の成績が低い学生に対しては、引き続き、受験学習の計画書を作成させ、受験に対する意識の向上を図るとともに、計画書に沿った学習の実行に向けて個別指導を強化する。新卒者の管理栄養士国家試験の合格率は100%を目指す。

(No. 6)

[国際関係学部]

- ・グローバル化に対応して、多様な言語・政治・経済・文化等を理解・尊重し、国際社会において活躍できる人材を育成するための新しいカリキュラムを平成31年度から実施するための準備を進める。

(No. 7)

- 平成 29 年度 TOEIC L&R IP テストのスコア分析を詳細に行い、その結果を踏まえて英語学習方法の改善を図ることで、2 年次の TOEIC L&R IP テストでスコア 600 点以上の学生が 50%、730 点以上の学生が 15%、800 点以上の学生が 10%を上回ることを目指す。

(No.8)

[経営情報学部]

- 平成 29 年度に策定した新カリキュラム案の詳細について精査し、平成 31 年度からの実施の準備を進める。また、平成 31 年度に経営情報学部で予定されている観光教育の開始に向けた準備、具体的には人的資源の確保、内外への広報、具体的には観光を含めた融合的教育の意義の周知などに努める。

(No.9)

- 1 年終了時における日商簿記検定 3 級の取得率 80%、2 級の取得率 15%を目指す。また、より上位の資格（日商簿記 1 級、税理士試験の簿記論・財務諸表論、公認会計士試験）を目指せる環境を整えるべく取り組む。学生の勉学意識の向上のため、授業でのフォローアップを実施する。具体的には単なる資格試験という形から、現在取り組んでいることがどのように将来のキャリアとつながっているかを明確にするために授業内の外部講師の活用や税理士事務所などでのインターンシップなどを実施し、学生に参加を促していく。

(No.10)

[看護学部]

- 入学生（看護学部 1 年生・編入生）を対象とする平成 30 年度カリキュラムにより、基礎分野 I では、全学共通科目、基礎分野 II では地域・国際的動向を踏まえた保健医療福祉の課題に対応する看護実践の基礎能力を養う科目及び専門基礎分野の科目を開講できる学習環境整備を行う。
- 平成 30 年度編入学入試の評価を行い、その結果を踏まえながら平成 31 年度の学生募集を行う。

(No.11)

- 新卒者の看護師国家試験の合格率 100%及び新卒者の保健師国家試験の全国平均以上の合格率を維持する。そのために、模擬試験、国家試験受験科目に関連した最新情報を含めた「国試対策セミナー」を学生と共に企画・実施する。

(No.12)

b 大学院課程

[薬食生命科学総合学府]

- 薬学専攻博士課程（4 年制）の大学院教育では、臨床や医療を指向する特論、特別演習、特別研究などの科目を実施し、臨床薬学を实践する指導的薬剤師や医療薬学分野等で活躍する人材の育成を継続していく。
- 薬学専攻博士課程の定員充足を継続するために、更に入学者増加を目指した取り組みを進める。

(No.13)

- 薬科学専攻博士前期課程及び後期課程の学生に対し、教育及び研究指導を推進し、創薬、衛生、生命薬学等の幅広い分野で活躍できる人材の育成に努める。
- 薬科学専攻博士後期課程の定員充足を継続するために、更に入学者増加を目指した取り組みを進める。

(No.14)

- 「薬」と「食」の学際的研究・教育活動を発展させて「健康長寿科学」の統合的な知識に基づいた高い専門性を身につけ、実践できる高度専門職業人や先導的役割を担える有為な人材を育成する。また、その研究成果を国内外の学会で報告し、国際誌に発表することを目指す。

(No.15)

- 教員の研修や大学院生の派遣により、連携大学をはじめとする海外の大学との関係を強化し、グローバルな視野を持つ人材を育成する。

- ・留学生の受け入れ体制を整備する。
- ・茶学総合研究センター、食品環境研究センターと共に産官学連携を強化し、学生の実践力を強化する。
- ・海外を含め、学外から講師を招き、各種セミナーの開催を通じて、学生に国内外の優れた研究に接する機会を与える。
- ・食品栄養科学専攻・環境科学専攻の博士後期課程において入学定員を満たしていない状況を改善するため、社会情勢の変化や全国的な趨勢を考慮し、引き続き定員の適正化について検討する。

(No.16)

- ・平成 29 年度に一部修正したカリキュラムの編成について点検・評価を行いながら、学部・大学院を通した一貫教育を効果的に進めていく。
- ・定員割れの対策として、昨年度に引き続いて大学訪問や県の研究機関や企業との共同研究を活発に行い、入学を促す。また、学部生への大学院案内も研究室公開などを通して定期的に行う。
- ・学部体制への移行に伴い、入学者数の見直しをするための協議を継続して行う。
- ・環境、食、健康に関わる分野の国内外の講師による月例セミナー等を開講する。
- ・研究を通して、環境、食、健康に関わる分野で活躍する人材の育成に努める。

(No.17)

[国際関係学研究科]

- ・グローバル社会に対応する主体的かつ実践的能力を備えた人材育成のため、教育内容・方法を引き続き検証し、体系的、順次的なカリキュラム整備を推進して、社会人学生や留学生を含めた教育・研究環境の改善を促進する。

(No.18)

[経営情報イノベーション研究科]

- ・修士課程、博士後期課程の学生に対して、教育及び研究指導を通して、ビジネス・公共・社会にイノベーションを創起する人材の育成に努める。また、平成 31 年度に経営情報学部で開始が予定されている観光教育に携わる教員の増員を見据えて、育成する人材像の見直しを開始する。

(No.19)

[看護学研究科]

- ・学生定員の確保及び大学教員養成を推進するために大学院博士後期課程の設置準備に取り組み、大学教育の質の担保と大学・大学院教育の完成を目指す。
- ・継続して国内外の先端看護研究者を定期的に招聘し、看護研究のトレンドと最新の研究課題について、大学院生と討議する場を確保する。
- ・大学院における授業評価方法を検討し、実施する。
- ・大学院定員確保のために、社会人学生を獲得するための情報発信、仕組み（働きながらの履修を可能とする長期履修制度、土日・夜間開講）について検討する。
- ・新たに助産課程が設置される東部看護専門学校及び静岡市立清水看護専門学校の動向を鑑み、かつ平成 29 年度の大学院ニーズ調査結果に基づき助産師養成定員数（減数）の再考を検討する。

(No.20)

- ・国家試験の最新情報を提供し、模擬試験、勉強会、学習指導を実施して、新卒者の助産師国家試験の合格率 100%の維持を目指す。

(No.21)

(イ) 静岡県立大学短期大学部

- ・導入教育の精査を更に行い、それに基づき改善・補強の方途を検討する。
- ・学科共通科目である「医療福祉システム論」について、保健・医療・福祉及び幼児教育の水準向上に資する教科内容となるよう、全学科等で検証する。

(No.22)

- ・ 歯科衛生学科では、ワーキンググループを中心に、時代の要請に応じた人材育成のためのカリキュラム作成の検討を更に進める。
- ・ 社会福祉学科とこども学科は合同で継続して「保育実習委員会」を開催し、効果的な実習に向けての検討を推進する。
- ・ こども学科では、平成 30 年度教職課程再課程認定後の新たな教職課程カリキュラムについての検討を開始する。

(No.23)

- ・ 新卒者の歯科衛生士国家試験の合格率は 100%を目指す。国家試験模擬試験の実施を継続するとともに国家試験準備カリキュラムは、各科目の担当教員が新出題基準を把握し、内容を反映させる。チューターを中心とした、学生の個別性を考慮した国家試験対策を継続して推進する。
- ・ 新卒者の介護福祉士国家試験の合格率は、全国平均以上を目指す。外部機関の模擬試験受験を学生に課し、その結果を踏まえたきめ細かな指導を継続して行う。また、介護福祉士国家試験の結果を分析し、今後の学生教育に生かす。

(No.24)

イ 入学者受入れ

- ・ 高校生やその保護者を対象に、オープンキャンパス、夏季大学説明会、大学見学、進学相談会を通じ、よりきめの細かい入試情報や本学の魅力を発信する。看護学部のオープンキャンパスを小鹿キャンパス開催に変更し、看護学部入学希望者の増加を図る。
- ・ 高校教員に対しては、高校訪問、県内国公立 4 大学合同説明会、入試問題説明会等を通じて、入試についての情報提供を積極的に行う。高校訪問では、同行する各学部の担当者が、学部の現況を伝達する。
- ・ 県内高等学校長との懇談会を開催し、高大連携や入学者選抜のあり方についての意見交換を行う。
- ・ 短期大学部では引き続き、入学実績の分析を元にした高校訪問を行うとともに、入試説明会における模擬授業を充実させるなど、受験を検討している方に対する情報提供の更なる充実を図る。

(No.25)

- ・ 平成 32 年度大学入学希望者学力評価テスト「大学入学共通テスト（仮称）」の導入に向け、アドミッション・ポリシーに基づいた選抜方法の策定を行うための集中的な検討を行い、平成 30 年度公表を目指す。
- ・ 入試問題の作問・点検体制を含めた入試体制についての検討を進める。

(No.26)

- ・ 入試問題の作問に当たっては、学力検査問題検討委員会作問部会を中心に、適正かつ秀逸な問題作成に取り組む。
- ・ 入試問題の点検に当たっては、推薦試験及び一般試験の双方とも、学内及び学外の専門委員会による点検を実施し、更に合格発表前には事後点検を行う。
- ・ 作問及び点検体制については、万全となるように、常に検証を行う。
- ・ 学力検査問題検討委員には、過去の入試ミスの事例を提示するなど、啓発を進める。
- ・ 入試問題作問業務において、出題ミスリスクを軽減し、より良い出題内容とするために、学部間の連携を更に進める。
- ・ 短期大学部においては、入試体制の再検討を実施するとともに、更なる入試マニュアルの充実を進める。

(No.27)

ウ 教育課程と教育方法

- ・ 国際関係学部新カリキュラムの平成 31 年度実施など「国際関係学部の改革等に係る提案」の具体化に向けた検討、準備を進める。
- ・ 平成 31 年度に経営情報学部で予定されている観光教育の開始に向けた準備を進める。

(No.28)

- ・学校教育法施行規則第 165 条の 2 の規定に基づく卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）について、ガイダンスやホームページを利用して教職員及び学生への周知を図る。平成 28 年度の大学基準協会の評価結果を踏まえ、教育目標に即した 3 ポリシーの定期的な検証を行う全学的な体制を整備する。

(No.29)

- ・学生の学修意欲の向上と理解の促進を図るため、学生による授業評価や教員相互授業評価などの FD 活動を通じて、学生の要望や現状に即した授業形態や指導方法の拡充に努める。また、学習アドバイザー制度等により、個々の学生に対するきめ細やかな履修指導、教育研究指導、生活面の指導を行う。さらに、各指導に役立てるため、シラバス様式の全学的な統一化を継続して進める。

(No.30)

(7) 静岡県立大学

a 学士課程

<教養教育>

- ・全学的に取り組む教養教育については授業内容を精査しつつ、長期的な視点に立ち、本学の教育理念に基づいた教養教育のあり方であるか引き続き検証を深める。

(No.31)

- ・グローバルに活躍できる英語力の養成を更に目指して、英語での授業の拡大を図り、学内での英語教育の実質的な充実と実践的な展開を図る。同時に、カリフォルニア州立大学での夏期英語教育プログラムの向上を図りつつ継続的に実施し、またオハイオ州立大学への正規留学を促進して、グローバルな英語学習環境の提供に努める。

(No.32)

- ・全学部の 1～2 年生を対象に TOEIC L&R IP を継続して年 2 回（8 月初旬と 2 月初旬）実施し、そのスコアを前期・後期の授業成績として活用する。さらに、言語コミュニケーション研究センター主催の TOEIC L&R IP 及び Speaking IP の団体テストを継続して年 2 回（9 月初旬と 3 月初旬）実施する。「TOEFL 留学英語」「TOEIC ビジネス英語」「TOEIC ビジネス基礎英語」を継続して開講し、更なるグローバルな英語力の向上を図る。加えて、留学生のための日本語教育プログラムの体系的な取り組みについて検討を開始する。

(No.33)

- ・平成 29 年度のキャリア科目やキャリア形成支援事業を検証し、講座等に反映させる。
- ・学生のキャリア意識・市民意識の涵養のため、社会貢献活動系学生団体による全国シンポジウムを継続して開催する。

(No.34)

- ・キャリア形成支援と就職支援が相互に結びついた統合的な支援を進めるため、キャリア支援センターと各学部・研究科の相互協力を進める。

(No.35)

- ・大学における学習の基礎的なスキルや幅広い知識を身につけさせるとともに、能動的・自律的な学習態度を養うため、全学的な教養教育及び各学部の基礎教育における初年次教育プログラムの充実に取り組む。

(No.36)

<専門教育>

[薬学部]

- ・改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した実務実習事前学習（平成 30 年度開始）及び病院・薬局実習（平成 30 年度一部開始）に際して、教員及び指導薬剤師への FD 活動、並びに環境整備を実施する。また、教員主導型実務実習体制をより充実させるために、担当教員の臨床現場での実務

研鑽を引き続き行う。
(No.37)

[食品栄養科学部]

- ・日本技術者認定機構（JABEE）の継続審査を受審し、継続して認証を得る。
- ・審査状況を検証し、次年度以降の活動について再検討を進める。

(No.38)

- ・平成30年度は栄養教諭養成3年目となるため、栄養生命科学科3年生のカリキュラム整備として、3年次の時間割の確定、シラバスの作成を行う。また、文部科学省による再課程認定への対応を行う。
- ・文部科学省に対して理科教諭免許取得のための教職課程を平成31年度に開設するための設置申請を行い、これに関連する対応を行う。

(No.39)

- ・環境生命科学科では、平成30年度に設置後5年目を迎えるため、個々の講義及び実験実習の内容を精査し必要な改訂を行う。また、卒業研究の充実を図るとともに、大学院への進学志望者を増やすための教育方法等について検討を行う。

(No.40)

[国際関係学部]

- ・平成29年度に策定した新カリキュラム案の平成31年度実施に向けた準備を進め、学則改正・教員採用等カリキュラムの運営上必要な措置を講じる。

(No.41)

[経営情報学部]

- ・平成31年度に経営情報学部で観光教育の開始が予定されていることを踏まえ、経営・総合政策・情報・観光の4つを軸とする新カリキュラムの内容を詳細に確認し、完成させる。また、観光分野の講義の先行実施、日本ショッピングセンター協会との連携講座の実施など、学生の分野融合能力推進のための講義を開講する。

(No.42)

[看護学部]

- ・平成26年度カリキュラムの評価を行い、看護統合セミナー（120名体制）の実施時期と演習内容を見直す。

(No.43)

b 大学院課程

- ・大学院における教育・研究を強化、充実させるため、複数教員による研究指導體制の充実を図る。
- ・研究・論文不正防止のための指導を引き続き実施する。

(No.44)

[薬食生命科学総合学府]

- ・静岡県立総合病院との臨床共同研究及び薬学教育研究センターを中心とした研究教育、名古屋市立大学との連携事業、薬学基礎教育及び薬剤師リカレント教育における教育連携プログラム、さらに、静岡県立大学・病院・地域薬局連携薬物療法研修会を大学院教育の一環として、積極的に実施していく。

(No.45)

- ・薬学の統合的な知識に基づいた高い専門性を身につけた人材を輩出するため、研究教育内容の充実に努める。また、高等研究職や研究教育職、行政職に携わる人材の育成を目指した教育・研究指導の充実に努める。

(No.46)

- ・「薬」と「食」に関する複眼的思考を身につけ、薬学的及び食品栄養科学的観点から薬食融合学際領域の先端的科学研究を实践できる人材の育成を目指し、教育研究体制を充実させる。
(No.47)

- ・外国人講師によるセミナーの充実や国際学会における研究発表を推進することにより、国際性を備えた学生を育成する。
- ・産学官の連携により、社会貢献に資する学生の育成を図る。
(No.48)

- ・平成 29 年度に一部修正したカリキュラムの編成について点検・評価を行いながら、学部・大学院を通した一貫教育を効果的に進めていく。
- ・企業や県の研究機関で活躍している方のセミナーの実施など産学官の連携による教育の充実を更に図る。
(No.49)

[国際関係学研究科]

- ・現代韓国朝鮮研究センターが中心となって本学で開催する日韓次世代学術フォーラム第 15 回国際学術大会に本学院生の積極的な参加を求める。他の 2 研究センターも同様にセミナーや研究活動への参加を通じて院生が高度で実践的な知識・能力を体得するように図る。
- ・留学生のための日本語講座・論文添削指導を継続実施するとともに、院生全般の研究指導体制を点検し、必要に応じて改善する。
(No.50)

- ・英語及び国語の教員専修免許取得を目指す学生が言語教育に関する高い専門能力と実践能力を養えるよう、カリキュラムの質的充実を図るため、現在特任教授で対応している対照言語学分野について、専任教員の採用を検討する。
(No.51)

[経営情報イノベーション研究科]

- ・カリキュラム検討委員会において、研究科の将来のあり方を踏まえた上で、経営、公共政策、情報系において、カリキュラム改訂の方向性に関して検討を行う。その上で、教員の担当科目のコマ数のあり方、学部との一層の教育連携体制なども含め、カリキュラム改正について具体化を進める。また、平成 31 年度に経営情報学部で開始が予定されている観光教育に携わる教員の増員を見据えた、カリキュラムの見直しを開始する。
- ・地域経営研究センターと医療経営研究センター、ICT イノベーション研究センターが協力してリカレント教育を企画開催する。各種講座やセミナーの質的向上を図るための研究科を越えた連携講座を平成 29 年度に引き続き開催する。
(No.52)

[看護学研究科]

- ・保健・医療・福祉分野における先端看護研究者を招聘した講義を企画し、社会人及び一般市民が受講しやすいように、公開特別講義を土日あるいは夜間に開講する。
- ・教員が欠員状況にある看護専門分野について、特に特定行為及び高度看護実践の教育が可能な専任教員の獲得について、情報収集する。
(No.53)

- ・静岡がんセンターとの「ストーマ保有者の支持療法に関する研究」(科学研究費助成事業)について静岡がんセンターをフィールドとして、看護師 2 名を客員共同研究員として招聘し、取り組む。
- ・県内病院の看護学研究科への進学を推進するための広報活動を行う。
(No.54)

- ・平成 31 年 3 月が本学の CNS の認定期日となることを踏まえ、今年度中に現在の 26 単位から 38 単
位に増加される CNS 教育課程に更新するかどうかを新任教授と共に検討し、最終的な結論を得る。
なお、小児看護学の教員確保を優先的に行う。
(No.55)

(イ) 静岡県立大学短期大学部

- ・学生の大学教育への円滑な移行のために必要な入学前教育について、引き続き検討する。
- ・歯科衛生学科では、ワーキンググループを中心に、時代の要請に応じた人材育成のためのカリキュ
ラム作成の検討を進める。
- ・社会福祉学科とこども学科では、保育実習と教育実習における実習先との「保育実習・教育実習連
絡協議会」を継続して開催し、学生の保育の知識と技術やコミュニケーション能力を向上させるた
めの協議を行う。

(No.56)

- ・引き続き、キャリア支援委員やチューターを中心とした就職・進学相談に応じ、面接や履歴書・小
論文指導を積極的に行う。
- ・合同説明会や見学会等の参加についても積極的に、広く学生に周知する。また、早期からのキャリ
ア形成の必要性から、学内開催キャリアプログラムの対象学年を広げる。合同就職説明会について
は、2 年生の参加者を希望者から全学生へと範囲を拡大させるとともに、1 年生にも積極的に参加
を薦める。
- ・キャリア支援センター分所と各学科が連携し、新たな就職先の開拓の検討を開始する。特に、こど
も学科では、平成 29 年度に第 1 期の卒業生を輩出したが、学科が広く認知されるようになるまで、
就職先の開拓のために、情報収集等を積極的に行う。

(No.57)

エ 卒業教育

- ・卒業生を対象とする定期的な研修会の開催等により卒業後も体系的な知識や技術の修得ができるよ
う、ニーズに応じたフォローアップ教育を引き続き実施する。

(No.58)

オ 成績評価

(7) 静岡県立大学

a 学士課程

- ・授業の到達目標、成績評価基準等を学生に分かりやすく明示するため、シラバス様式の全学的な統
一を引き続き進める。
- ・文系学部（国際関係学部、経営情報学部）において導入した GPA、CAP 制度について、大学基準協
会の評価結果を踏まえ、履修登録単位数の上限設定の適切な運用等、学部と情報共有しつつ、検証
を深める。

(No.59)

b 大学院課程

- ・シラバス等に記載した授業の到達目標、成績評価基準及び学位論文審査基準等に基づき、引き続き
適切な成績評価及び学位論文審査を行う。

(No.60)

(イ) 静岡県立大学短期大学部

- ・学生の学習効果を高めるために、シラバス作成時に各教員が成績評価基準等の見直しを行い、成績
評価基準等がシラバスに適切に明示されているか、引き続き教務委員会において点検を行う。

(No.61)

(2) 教育の実施体制等

ア 教育の実施体制の整備

- ・「国際関係学部等の見直し」について、「国際関係学部の改革等に係る提案」の具体化を引き続き進める。
- ・平成 31 年度に経営情報学部で予定されている観光教育の開始に向け、経営情報学部をはじめとする関係部局で準備を進めていく。

(No.62)

- ・草薙キャンパス及び小鹿キャンパスの教員による相互協力を推進する。

(No.63)

- ・国内外から研究者や専門家を講師として招聘し、特別講義、セミナー等を実施する。また、県内高等教育機関との連携講義などを行うことで、教員の相互活用を推進する。

(No.64)

イ 教育環境の整備

- ・大規模修繕計画に基づき、受変電設備更新工事、外壁修繕工事、入退出管理システム更新工事、エレベータ設備更新工事、クーリングタワー更新工事、短大の特定天井改修工事などを行う。併せて、通常修繕費による老朽化設備の更新・改修も進める。
- ・平成 29 年度に策定したインフラ長寿命化計画に基づき、中期保全計画（平成 31～36 年度）及び長期保全計画（平成 31～60 年度）を策定する。

(No.65)

- ・草薙、小鹿両図書館の連携と協力を今後も推進し、学術資料の充実や教育環境の整備等、図書館サービス全体の充実を図る。
- ・草薙図書館では、新入生ガイダンスや全学共通科目と学部基礎科目における図書館情報関連の単元、図書館が開催する図書館活用講座（前・後期）・データベース講習会・オーダーメイド講習会・シリーズ図書館講座・新聞ランチ・英文多読講座を今後も継続し、学生の情報リテラシー向上を推進する。

(No.66)

- ・全学共用実習室及び各学部実習室のパソコン等の配備計画に基づき、パソコンやサーバシステム、ソフトウェア等を更新し、情報リテラシー教育のための環境整備を行う。
- ・次年度以降の学生数増加に向けて、配備計画の見直しを行い、経営情報学部 2 階にある全学共通実習室（4215 室）の PC 更新を行う。

(No.67)

- ・情報ネットワークの使用状況について継続的に調査し、必要に応じて、ネットワーク関係機器の更新や情報コンセントの設置を行うなど、学内ネットワーク環境の改善を図る。

(No.68)

ウ 教育力の向上

(7) 教員の能力開発

- ・効果的な授業形態、学習指導方法等の開発・改善に取り組む研修、プロジェクトを引き続き支援し、教員の参加を促し、教員の能力向上を図る。

(No.69)

- ・教員間での公開授業、相互評価などを行うとともに、実施方法等の見直しをし、授業の質の向上を図る。

(No.70)

(イ) 教育活動の改善

- ・同窓会やホームカミングデイ等の機会を利用して、卒業・修了生、就職先等から学部・大学院・短期大学教育に対する意見を聴いて社会からの要望を把握し、教育活動の改善に努める。

(No.71)

- ・各学部、研究科ごとに学生による授業評価アンケートの結果を教員にフィードバックするとともに、改善結果の学生への公開に努めていく。また、授業評価アンケートの結果を活かして、教育の質の向上を図る。
- (No.72)

(3) 学生への支援

ア 学習・生活支援

- ・草薙図書館では、今後も図書館学習サポーター事業を継続し、学生同士の学び合いや自主的で多岐な学びを促すためのピア・サポートによる学習支援を充実する。
 - ・草薙図書館では、研究活動の利便性向上を目指し、今後も本学の教職員・大学院生・4年次以上の学部生の図書館時間外利用を継続する。
 - ・草薙図書館では、他部署との連携及び情報提供を図り、館内の表示や掲示物、各種展示等の工夫・改善に生かすとともに、掲示を随時見直し、学生が利用しやすい学習環境の整備に努める。
 - ・小鹿図書館では、オーダーメイド講習会の継続実施など、学生の自主的学習をサポートする図書館サービスの充実とその広報を図る。
 - ・小鹿図書館では、他部署との連携及び情報共有を図り、館内の展示等の工夫・改善に生かすとともに、掲示を随時見直し、学生が利用しやすい学習環境の整備に努める。
- (No.73)

- ・随時、学生の学修に関する相談や意見を聴くとともに、クラブ・サークルの学生との意見交換会、留学生との意見交換会を定期的に開催することで、学生のニーズを把握し、学習環境の改善に努める。
- (No.74)

- ・カンパセーションパートナー制度、留学生ガイダンス、留学生交流会や留学生スポーツ大会を継続実施し、様々なイベントを通して地域や他の機関との連携を図ることによって、留学生支援を充実させる。また、留学生用の Facebook を活用し、卒業後の留学生ネットワークの構築を図る。
- (No.75)

- ・学生相談体制の充実、障害学生支援の体制整備並びに教職員への周知広報を進めるとともに、身体・精神において問題を抱える学生に対し、学生との面談や、保護者、担当教員、学生室等との情報共有や検討会を行い、守秘義務を遵守し連携を取りながら支援を進める。
 - ・健康増進並びに身体・精神障害の特性を理解するための講習会の開催を行う。
 - ・学生の心身両面の健康維持・増進のため、定期健康診断未受診者への指導や受診者の事後の指導を行う。
 - ・短期大学部においては、定期健康診断の全員受診を目指すために、入学時の広報、案内、ガイダンスの充実を継続して行う。また、要受診、要精密検査、再検査の実施率の向上をより一層図る。学生に対する健康づくりの啓発活動（ガイダンス時の講演、掲示、健康相談など）を継続して行う。さらに、健康支援センタースタッフ及びカウンセラーと教員との連携を図るために、継続して合同スタッフミーティングの開催（月2回）やメール等で情報の交換と共有化を密接に行う。
- (No.76)

- ・学生への奨学金制度の案内の充実を図るとともに、学部・研究科への通知を行うことで奨学金への応募を推進する。また、各種の財団及び企業等へ訪問するなどして奨学金の確保、採用機会の増加に努める。
- (No.77)

イ 進路支援

- ・就活スケジュールに合わせ、キャリアアドバイザーを配置する。
- ・求人開拓員の3人体制を継続する。
- ・学生の業界・企業研究会を支援するため、業界勉強会等を実施する。

- ・短期大学部においては、キャリア支援センター分所を中心とした就職・進学ガイダンスを引き続き推進し、資格取得を生かしたキャリア支援の充実を図る。またキャリア支援講座への初年次生の参加を積極的に促す。

(No.78)

- ・各学部キャリア支援委員と連携して、学生の進路希望や就職・進学等の状況を的確に把握する。
- ・学生の進路希望や就職・進学等の状況の把握に基づき、求人情報の提供や個別相談などの支援の充実を図る。
- ・短期大学部においては、キャリア支援センター分所を中心に、今後の質の高いキャリア形成支援情報の提供を実施するため、学生から就職・進学決定に至る詳細な情報収集を引き続き行う。

(No.79)

- ・平成 29 年度の卒業生調査をもとに、卒業生との連携を図る。
- ・学園祭に合わせ、OB・OG 懇談会を開催する。
- ・短期大学部においては、卒業生や社会福祉人材センターやハローワークとの連携を密にし、ガイダンス等の実施や求人施設を招いた面談会を開催し、就職情報の質の向上を更に推進する。

(No.80)

- ・就職活動に必要な問題解決力、対人関係力、自己表現力等の涵養のために、引き続きハローワーク出張相談や各種講座を開催する。また、自主的に就職活動ができる学生を育成するため、引き続きガイドブックを活用した学内講座を開催する。

(No.81)

【再掲】

- ・キャリア形成支援と就職支援が相互に結びついた統合的な支援を進めるため、キャリア支援センターと各学部・研究科の相互協力を進める。

(No.35)

ウ 社会活動支援

- ・連携協定を締結した自治体（静岡市、牧之原市、島田市、焼津市）及び金融機関（静岡信用金庫、静岡銀行）と教員とのマッチングによる学生の教育研究に資する事業等を実施する。

(No.82)

【再掲】

- ・平成 29 年度のキャリア科目やキャリア形成支援事業を検証し、講座等に反映させる。
- ・学生のキャリア意識・市民意識の涵養のため、社会貢献活動系学生団体による全国シンポジウムを継続して開催する。

(No.34)

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の水準及び成果

ア 静岡県立大学

- ・附属研究センターごとの研究活動を充実させるとともに、全学的、部局横断的又地域社会とも連携した研究活動を進める。

(No.83)

[薬学部・薬学研究院、食品栄養科学部・食品栄養環境科学研究院]

- ・先導的健康長寿学術研究推進拠点として、健康長寿社会の構築に資する生命科学及び薬食実践科学に基づいた教育及び研究を推進する。
- ・薬食生命科学総合学府の各講座・研究室に加え、薬食研究推進センター・茶学総合研究センター・食品環境研究センターにおいて、食品成分の健康長寿への有効性を検証する。

(No.84)

[薬学部、薬学研究院]

- ・生命薬学、分子薬学、臨床薬学、創薬科学等を基盤に、生活習慣病・がん・感染症など重要性の高い疾病の病因・治療・予防に関する研究や健康科学領域の研究を積極的に推進し、レベルアップを図っていく。

(No.85)

- ・疾患の発症や進展に寄与する生体内物質を標的とした生命科学研究及び有効性や安全性の高い医薬品に関わる物質科学研究を推進する。

(No.86)

- ・食品栄養環境科学研究院の各研究室と薬食研究推進センター、茶学総合研究センター及び食品環境研究センターとの連携を推進し、食品機能性に関するシステムティック・レビューの遂行及び茶の機能性・マーケティング戦略の敢行により静岡県の食品産業の振興に資する。

(No.87)

- ・健康の維持・増進に関する栄養学的要因及び環境要因を分子・遺伝子レベルから個体レベルで解析するとともに、行政や地域の保健医療機関と連携して、健康寿命の延伸や疾病の重症化予防に資する研究を一層進展させる。

(No.88)

[食品栄養科学部、食品栄養環境科学研究院（食品栄養科学分野）]

- ・平成 29 年度に引き続いて、公的機関や民間企業等との連携を図りながら、安全で快適な環境の創成に資する研究、飲料残渣などの廃棄物の利活用等による持続可能社会の実現を目指した研究、健康長寿で持続可能な社会の実現を目指した研究を推進する。

(No.89)

[国際関係学部、国際関係学研究科]

- ・国際関係学研究科や現代韓国朝鮮研究センターが主管となり日韓次世代学術フォーラム第 15 回国際学術大会を本学で開催し、本学教員、学生の参加を募り、アジア地域を中心とする国際関係の研究を推進する。広域ヨーロッパ研究センターでも引き続き欧米地域を中心とした国際関係の研究を推進する。

(No.90)

- ・グローバル・スタディーズ研究センターを中心に、引き続き多文化共生を視野に入れた社会・文化・言語等の実践的研究を推進するため、院生合同セミナー、講演会やワークショップなどを通じた研究活動の拡大と充実を更に進めて行く。

(No.91)

[経営情報学部、経営情報イノベーション研究科]

- ・平成 29 年度に引き続き、地域経営研究センター、医療経営研究センター、ICT イノベーション研究センター（以下「3センター」という。）が連携して、地域、観光、防災、社会保障などをテーマとした学際的研究を推進し、社会人学習講座やビジネスセミナーなどの機会を通じて、地域社会に研究成果を公表する。

(No.92)

- ・3センターを軸に、分野を融合した以下の研究の推進により、広範囲にわたるイノベーションの促進を図る。

- ① 地域活性化に関わる、観光などをテーマとした学際的研究
- ② 地域の医療や介護に関する学際的研究
- ③ 防災や観光分野での ICT 技術の利活用に関する研究（継続研究）

(No.93)

- ・拡大するアジア市場での事業展開が地域企業にとって大きな経営課題となっている背景を受け、新規事業開発によるアジア市場の開拓に関する研究調査を行い、その研究成果を各種セミナーや論文などを通じて地域産業界に提供する。
(No.94)

[看護学部、看護学研究科]

- ・地域に開かれた魅力ある大学院としての認知力を高めるために、学内外の研究資金を受けた研究成果や論文などの公開とともに公開講座を看護職に提供する。
- ・防災支援に関連した研究を推進する。
- ・地域で生活する人々の支援として、「生活習慣病の改善に関する研究」「育児支援に関する研究」「精神障害者の地域支援」等の研究を推進する。
(No.95)

[グローバル地域センター]

- ・「アジア・太平洋（政治・経済・社会）」、「危機管理」及び「地震予知」に関する調査・研究を継続する。また、調査・研究成果等の情報発信、広報（シンポジウムの開催等）及び懇話会（サロン）の運営を行う。
(No.96)

イ 静岡県立大学短期大学部

- ・短期大学部の特長である、保健・医療・福祉の支援に関する研究を引き続き推進する。
(No.97)
- ・静岡県の地域特性に鑑みた、震災時の保健・医療・福祉等についての研究を、引き続き推進する。
(No.98)

(2) 研究の実施体制等

ア 研究の実施体制の整備

- ・外部資金応募に際して、研究者が形成したネットワークに加え、コーディネートによるネットワークでの共同申請を積極的に働きかける。
- ・コーディネートに必要な情報収集を充実させるため、新たな会議等への参加を図る。
- ・教職員に対して、ネットワーク形成の意識づけを行うとともに、産学官連携を目的とする会議や他機関の研究成果発表会等への、研究者の参加を促す。
(No.99)
- ・「地（知）の拠点整備事業（COC）」及び「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」採択校と連携したイベントを開催する。また、補助事業により、自治体をフィールドとした研究等に対し、12件程度の研究費配分を行う。
(No.100)
- ・外部資金獲得のため、各種公募に対する申請支援を積極的に行い、応募を促進する。
- ・外部資金の募集案内等を速やかに学内公表するとともに、科学研究費、JST公募、農水省公募などの外部資金に対する説明会・研修会を適切に開催する。年間333件及び金額933,225千円以上の獲得を目指す。
- ・科学研究費助成事業への申請を促進するため、不採択者のうち高い評価を得た者に対して教員特別研究費の配分枠を設けるほか、教員による調書のアドバイス等を行い、応募数及び採択率の向上を目指す。
- ・短期大学部では、外部資金の募集案内等を速やかに学内公表し、平成29年度以上の外部資金の獲得を目指す。また、科学研究費の説明会を実施するなど、獲得件数の増加を図る。
(No.101)

【再掲】

- ・「国際関係学部等の見直し」について、「国際関係学部の改革等に係る提案」の具体化を引き続き進

める。

- ・平成 31 年度に経営情報学部で予定されている観光教育の開始に向け、経営情報学部をはじめとする関係部署で準備を進めていく。

(No.62)

イ 研究環境の整備

- ・本学のコア電子資料とは何かなど電子ジャーナル・データベースの整備のあり方について、図書館情報委員会等で今後も検討する。
- ・機関リポジトリでは、オープンアクセスリポジトリ推進協会と連携し、本学の研究成果や学術情報資源の利活用を推進する。

(No.102)

- ・研究水準の維持・向上を図るため、共同利用研究機器の更新は、取得からの経過年数や利用頻度等を勘案し、県からの補助金等により計画的に実施する。

(No.103)

- ・改訂した規程及び細則に基づいて動物実験の申請、審査、実施体制を整備していく。また、不足している麻酔装置の整備に努める。これらにより、相互検証で指摘を受けた問題点の解決に務めるとともに、国際水準に適合する動物実験体制の整備を更に推し進める。

(No.104)

ウ 知的財産の創出・活用

- ・発明委員会を原則として月 1 回開催し、迅速な特許出願（JST 等の支援を活用した外国出願を含む。）に対応するとともに、産学官連携推進本部において、大学が保有する産業財産権外の知財（ノウハウ・有体物）の技術移転を進めるため、展示会やマッチング会、企業への個別打診を積極的に行う。また、教職員対象の知財セミナー、全学部生対象の知財講座を実施する。

(No.105)

エ 研究活動の改善

- ・大学基準協会や薬学教育評価機構による外部評価の提言を踏まえ、内部質保証委員会を中心に研究活動及びその評価体制に関する自己点検評価を定期的実施して PDCA サイクルを機能させたり、US フォーラム等を通じた相互評価及び教員活動評価制度等を活用して、研究水準の向上に努める。

(No.106)

- ・研究費の配分については、早期配分に努め、引き続き、全学的な重点課題に対応する研究に対する重点配分を行う。

(No.107)

- ・US フォーラム、公開講座、静岡健康・長寿学術フォーラムなど学外者が聴講できる研究成果発表等を実施するほか、シンポジウム、ホームページ、紀要等により積極的に研究成果や学術情報を公開する。

- ・図書館では、今後も図書館ホームページや機関リポジトリ、広報誌「はばたき」や図書館だより、全学メールや電子掲示板等による情報発信に努めることで、本学の研究成果や学術情報資源の利活用を推進する。

(No.108)

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会との連携

〈全学的な活動展開〉

- ・「地（知）の拠点整備事業」を推進し、本学が地域に貢献する大学であることを内外にアピールする。
- ・「ふじのくに」みらい共育センターを中心に、健康長寿に関する学部横断の地域貢献活動を推進する。

- ・県立美術館、県立中央図書館、県埋蔵文化財センター、県舞台芸術センター、グランシップ及びふじのくに地球環境史ミュージアムと協働した文化の発信活動「ムセイオン静岡」を推進し、地域社会の文化力の向上に寄与する。

(No.109)

<多様な学習機会の提供>

- ・保健・医療・福祉に関わる職能団体等と連携して、地域社会に貢献できる人材に学習の場を提供するための講習会等の充実を図る。
- ・総合食品学講座は継続開催し、更なる充実を図る。インターンシップ先に関しても、更に派遣先の拡大を目指す。「フードサイエンスネットワーク」については、シンポジウムの開催を含めた活動を検討する。
- ・地域経営研究センター、医療経営研究センター、ICTイノベーション研究センターを基盤とし、分野を融合し広範囲にわたるイノベーションを促進する研究として、地域活性化に関わる観光などをテーマとした学際的研究を実施し、この研究を含む教員の研究成果を地域に公表する場として、平成29年度に引き続き、社会人学習講座を企画・開催する。
- ・静岡県民の保健・医療に関する意識と知識を高めることを目的に、静岡県や市の主催する市民大学講座、公開講座などに講師として教員を派遣する。
- ・公益社団法人静岡県看護協会が主催する第49回（平成30年度）日本看護学会学術集会 - 慢性期 - の開催に関する運営を支援する。また、同協会が主催する平成30年度教育計画に対して講師として教員を派遣して、看護・研究を推進する。
- ・静岡県及び全国のがん医療に関連する5分野の認定看護師の育成のために、静岡県立静岡がんセンター認定看護師教育課程に講師として教員を派遣する。
- ・静岡県の看護教員の質の向上のための継続的な研修会に講師として教員を派遣する。
- ・短期大学部においては、ホスピタル・プレイ・スペシャリスト(HPS)養成講座や、保健・医療・福祉・幼児教育に関わる職能団体等と連携した講習会等や、「高校生アカデミックチャレンジ」「チャレンジラボ」を開催する。また、関係機関と連携しながら教員免許状更新講習を実施する。さらに、参加者ニーズに基づき継続実施を図るため、関連団体との連携の更なる向上に努める。

(No.110)

- ・社会人聴講生や科目等履修生の受入れを行う。
- ・社会人学習講座やビジネスセミナーを開催し、リカレント教育を社会に提供する。
- ・こども学科では、静岡県が行う「子育て支援員・放課後児童支援員認定資格研修事業」等に継続参画する。

(No.111)

- ・公開講座については、これまで実施してきたニーズ調査の結果も踏まえ、県民のニーズに応じたテーマや開催形式により、県内の複数会場で開催する。また、県民を対象とした講演会やシンポジウムなどの開催に努め、公開講座については、延べ人数で年間800人以上の参加を目指す。

(No.112)

- ・地域の児童・生徒が参加できる模擬授業や研究室開放等を実施し、児童・生徒の幅広い分野への知的関心と意欲を引き出すように努める。

(No.113)

<社会への提言活動>

- ・大学・大学院附属センターにおける研究発表・報告、提言書、講演などの活動を通じて地域社会の諸問題の調査・研究及び解決に向けた提言活動を行う。

(No.114)

<産学民官の連携>

- ・本学の研究シーズの内容を踏まえ、新技術説明会、相談会及び交流会などを県内外で複数回開催し又は参加し、効果的に企業のニーズと大学の研究シーズのマッチングを進める。

(No.115)

- ・企業からの技術相談及び教員からのヒアリングを月4回（週1回）以上行うなどの取組により、86件以上の共同研究、受託研究を実施する。
(No.116)

- ・「ふじのくに防災士養成講座」など、防災に関する講座を静岡県等と連携して開催する。
- ・関係機関と連携して、「ムセイオン静岡」としての文化の発信活動を行い、また、地域と協働した企画を実施する。
(No.117)

〈その他知的資源の地域還元〉

- ・小鹿キャンパス（短期大学部）における看護学科廃学科以後の健康フェアのあり方を検討する。
(No.118)

(2) 県との連携

- ・静岡県の各種審議会・委員会等への本学教員の積極的な参画を支援する。
- ・静岡県の推進する各種プロジェクトと連携し、食品の機能性や創薬に関連した研究を進めるほか、静岡県及び関係団体等との受託研究・共同研究を進める。
(No.119)

- ・大学院教育の充実や連携先の業務の活性化を図るため、静岡県の試験研究機関や県立病院等との協定に基づく連携大学院の活動を引き続き実施する。
(No.120)

(3) 大学との連携

- ・ふじのくに地域・大学コンソーシアムが実施する県内大学との連携事業に参加し、職員交流、学術交流・連携を一層深める。
- ・静岡健康・長寿学術フォーラムの開催を通じて、静岡大学、浜松医科大学との連携・交流の促進に努める。
(No.121)

(4) 高等学校との連携

- ・本学の特色を活かした大学における高度な教育・研究に触れるとともに、大学生活の雰囲気を経験する機会として、高校生への公開授業や本学授業への参加、出張講義等を継続し、高等学校との連携を推進する。
(No.122)

4 グローバル化に関する目標を達成するための措置

(1) 海外の大学等との交流の活性化

- ・平成29年度に策定した国際交流の効果的な推進及び教育研究のグローバル化に向けた全学的取組方針に基づき、具体的な実行計画を策定するとともに、実行計画を推進するための組織整備に取り組む。
(No.123)
- ・交換留学等体験学生による報告会「交換留学フェア」を引き続き開催し、留学希望者や留学生に対する教育体制の強化及び交流の促進を図る。
- ・アジア地域をはじめ世界各国に向けて本学に関する情報を発信するとともに、世界主要国の主要大学等を中心に、人脈形成及び関係構築を図る。
- ・交換留学等を行っている海外協定校と協定を更新し、継続的な交流を図るとともに、交換留学の実施も念頭に置き、グローバル化方針に基づき、新たな交流先を開拓する。
- ・私費外国人留学生に対する、奨学金制度を継続することにより、経済支援の充実を図り、学業・研究業績の向上と国際交流を推進する。
- ・海外で開催される国際学会で発表する大学院生の渡航費用の助成を実施する。

・短期大学部では、海外協定校への学生派遣及び協定校からの学生受入を継続する。
(No.124)

・教員に対する海外への学外研修旅費制度を継続し、海外における教育・研究活動を支援する。
・海外協定校を中心とした教員交換により、情報交換や特別講義等を実施し、教員及び学生双方の教育・研究の充実を図る。
(No.125)

・海外からの研究者及び留学生の滞在に関する支援において、引き続き利便性の向上を図る。
(No.126)

(2) 教育研究活動のグローバルな展開

・グローバル地域センターなどが主催する国際的なシンポジウム、ワークショップをはじめとして、海外からの研究者等を交えた多様な会議や講演、特別講義等を実施する。
・海外からの研究者等の参加は、年間延べ 50 人以上を目指す。
(No.127)

・海外協定校を中心に研究者等の招聘を進め、情報交換、特別講義及び共同研究等を実施し、教育・研究両面における協定校との関係強化を図る。
(No.128)

・学術文化研究機関等との連携を継続し、国際学会、講演会等の企画・開催を積極的に推進する。
(No.129)

・外国人教員や海外経験の長い教員の受入れ、国際交流事業の活用による外国人教員等の授業の開講などに努め、グローバルな教育環境の整備に努める。
(No.130)

・各部局の教育の特徴等に応じた外国語を使用した授業の拡充を行い、グローバル人材の育成に向けた取り組みを進める。
(No.131)

II 法人の経営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 有機的かつ機動的な業務運営

・理事長・学長のリーダーシップを支える体制の強化のため、学外理事を含む法人役員で構成される役員会を月 1 回以上開催し、機動的・戦略的な大学運営を図る。
・国際交流を積極的に推進するため、引き続き窓口の一元化の検討を推進する。
(No.132)

・平成 31 年度からの国際関係学部における新カリキュラム開始に向け、必要な準備を進める。
・平成 31 年度に経営情報学部で予定されている観光教育の開始に向け、必要な準備を進める。
・その他、学部・大学院及び短期大学部の教育研究組織のあり方について、必要に応じた検討を行う。
(No.133)

・第 2 期中期計画の最終年であることを踏まえ、中期計画を着実に推進する。
(No.134)

・広報・企画室の学部・大学院担当と学生室の学部・大学院担当が互いに補完し、担当学部の業務を円滑に行うことができるよう引き続き連携強化を図る。

- ・両キャンパスの事務局間の連携を図りつつ、人事給与システムの円滑な運用や財務会計システムの更新を進める。
 - ・小鹿キャンパスでは、短期大学部総務室・学生室と小鹿駐在の看護学部・大学院研究科担当職員の連携により、教職員、学生にとって利便性の高い事務局となるよう更に努める。
- (No.135)

- ・大学運営会議や各種委員会などにおいて、教員と事務職員の積極的な意見・情報交換を継続し、一体的な運営を継続する。
- (No.136)

(2) 人事の適正化と人材育成

ア 人事制度の運用と改善

- ・引き続き、評価結果の処遇への反映（表彰制度、サバティカル制度）の検証を行うとともに、より精度の高い評価制度の構築に努める。
- (No.137)

- ・平成 29 年度までの採用実績等を踏まえ、法人固有職員の採用を計画的に進める。
 - ・県における一般職員の評価制度を参考に、法人固有職員の評価制度を試行する。
- (No.138)

- ・引き続き、任用制度と人事制度の改善を図るため、当該制度の問題点の把握に努め、教員人事委員会制度の適切な運用を図る。
- (No.139)

イ 職員の能力開発

- ・大学職員としての経験が十分でない県派遣職員や有期雇用職員に公立大学法人の職員としての意識を醸成させるとともに、必要な知識やスキルを習得させ、また、蓄積したノウハウを学内研修等で他の職員に伝えるなどして、引き続き職員の資質向上に努める。
 - ・法人固有職員については、外部の研修資源を活用するなどして長期的な視野に立った育成に努める。
- (No.140)

(3) 事務等の生産性の向上

- ・業務の効率化を図り、集中化や外製化を促進させるため、事務処理の一層のデータ化の啓発、促進に努める。
 - ・室ごとにマニュアル化が可能な業務の精査を行い、業務マニュアル化を進める。
 - ・課題となっている事項については、他大学の取組み状況の調査を行うなど、より一層業務の効率化を図る。
 - ・出納室内会議において室の抱える課題や会計ルールの確認を行い、室内の意思統一を図るとともに、室員の知識と技術の向上を図る。また、財務会計システムの更新作業を行い、事務の効率化を図る。
- (No. 141)

(4) 監査機能の活用

- ・地方独立行政法人法の改正による監事権限の増強を踏まえ、監事や会計監査人と密接に連携し、内部統制の整備状況の確認を行う。
- (No.142)

2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 自己収入の確保

- ・文科省等で実施される各種の競争的資金の説明会に出席し、学内に情報伝達又は説明会を開催し、外部資金獲得の取組を促す。
- ・科研費の予算額が減少傾向にある中、採択件数や金額について平成 30 年度並を目指す。

- ・各種の研究助成金制度について、公募情報をメール等により教員に情報提供するほか、関係する教員への個別説明を実施し、外部資金獲得の取組を更に促す。
- ・短期大学部においては、獲得実績を基に部局目標を設定するとともに、各種の研究助成金制度について説明会の開催や公募情報をメール等により速やかに教員に情報提供して、外部資金獲得の取組を更に促す。

(No.143)

- ・社会人を対象とした社会人学習講座を開催し、受講料収入により、自己収入の確保に努める。
- ・短期大学部においては、社会人専門講座ホスピタル・プレイ・スペシャリスト（HPS）養成講座を継続して実施し、自己収入の増加を図る。

(No.144)

- ・「おおぞら基金」の一層のPRに努めることにより、寄附収入の増加を図る。

(No.145)

【再掲】

- ・外部資金獲得のため、各種公募に対する申請支援を積極的に行い、応募を促進する。
- ・外部資金の募集案内等を速やかに学内公表するとともに、科学研究費、JST 公募、農水省公募などの外部資金に対する説明会・研修会を適切に開催する。年間 333 件及び金額 933, 225 千円以上の獲得を目指す。
- ・科学研究費助成事業への申請を促進するため、不採択者のうち高い評価を得た者に対して教員特別研究費の配分枠を設けるほか、教員による調書のアドバイス等を行い、応募数及び採択率の向上を目指す。
- ・短期大学部では、外部資金の募集案内等を速やかに学内公表し、平成 29 年度以上の外部資金の獲得を目指す。また、科学研究費の説明会を実施するなど、獲得件数の増加を図る。

(No.101)

(2) 予算の効率的かつ適正な執行

- ・既存事業の見直しや再構築、重点化に加え、事務の効率化を図り、教育・研究活動の向上に繋がる事業に対して、財務比率（経営指標）の分析結果も考慮し、計画的、戦略的に予算配分を行う。

(No.146)

- ・予算執行状況の把握に努め、光熱水費や事務的経費の節約（昼休みの消灯、暖房設定温度の調節による節電、業務内容を見直すことによる時間外勤務の削減等）を図る。
- ・短期大学部においては、施設等の管理委託業務の契約方法や内容を検討し、必要に応じた見直しを行う。

(No.147)

- ・光熱水費の種類別（電気・ガス・水道）に、月ごとの使用量、金額の推移を学内に公表し、引き続き教職員及び学生のコスト意識を高める。

(No.148)

- ・管理的経費は、運営費交付金の削減に合わせ、業務の見直し、経費の節約に努め、前年度比 1 %以上（消費税を除く）の削減を図る。

(No.149)

(3) 資産の安全かつ効率的・効果的な運用

- ・余裕資金を適切に把握しつつ、平成 30 年度の資金運用方針に基づき、余裕資金の安全かつ効率的な資金運用に努める。

(No.150)

Ⅲ 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・受審3年後（平成32年）に行う改善報告に向け、平成28年度の大学基準協会の認証評価で努力課題とされた項目の改善に取り組む。
(No.151)

2 情報公開・広報等の充実に関する目標を達成するための措置

(1) 情報公開の推進

- ・情報公開・個人情報の保護の適正な取扱いに努める。
(No.152)

(2) 積極的かつ効果的広報の展開

- ・平成31年度に経営情報学部で予定されている観光教育の開始について、受験生、保護者に対し、各種媒体、説明会等を通じて積極的に情報発信する。
- ・メディアとの関係を強化し、本学の県内外での知名度を高める。
- ・公式サイトについて、ユーザビリティ、アクセシビリティに配慮しながら運営し、引き続き改善を進める。
- ・大学公式 SNS を積極的に活用し、大学及び教員の情報発信の後押しをする。
(No.153)

- ・学内研修等を通じて、教員の研究活動についての情報発信の意識を高める。
(No.154)

【再掲】

- ・高校生やその保護者を対象に、オープンキャンパス、夏季大学説明会、大学見学、進学相談会を通じ、よりきめの細かい入試情報や本学の魅力を発信する。看護学部のオープンキャンパスを小鹿キャンパス開催に変更し、看護学部入学希望者の増加を図る。
- ・高校教員に対しては、高校訪問、県内国公立4大学合同説明会、入試問題説明会等を通じて、入試についての情報提供を積極的に行う。高校訪問では、同行する各学部の担当者が、学部の現況を伝達する。
- ・県内高等学校長との懇談会を開催し、高大連携や入学者選抜のあり方についての意見交換を行う。
- ・短期大学部では引き続き、入学実績の分析を元にした高校訪問を行うとともに、入試説明会における模擬授業を充実させるなど、受験を検討している方に対する情報提供の更なる充実を図る。
(No.25)

【再掲】

- ・USフォーラム、公開講座、静岡健康・長寿学術フォーラムなど学外者が聴講できる研究成果発表等を実施するほか、シンポジウム、ホームページ、紀要等により積極的に研究成果や学術情報を公開する。
- ・図書館では、今後も図書館ホームページや機関リポジトリ、広報誌「はばたき」や図書館だより、全学メールや電子掲示板等による情報発信に努めることで、本学の研究成果や学術情報資源の利活用を推進する。
(No.108)

Ⅳ その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

- ・環境やユニバーサルデザインに配慮し、引き続き、照明機器のLED化を進めるとともに、トイレの改修などを進める。
(No.155)

【再掲】

- ・大規模修繕計画に基づき、受変電設備更新工事、外壁修繕工事、入退出管理システム更新工事、エレベータ設備更新工事、クーリングタワー更新工事、短大の特定天井改修工事などを行う。併せて、通常修繕費による老朽化設備の更新・改修を進める。
- ・平成 29 年度に策定したインフラ長寿命化計画に基づき、中期保全計画（平成 31～36 年度）及び長期保全計画（平成 31～60 年度）を策定する。

(No.65)

【再掲】

- ・草薙、小鹿両図書館の連携と協力を今後も推進し、学術資料の充実や教育環境の整備等、図書館サービス全体の充実を図る。
- ・草薙図書館では、新入生ガイダンスや全学共通科目と学部基礎科目における図書館情報関連の単元、図書館が開催する図書館活用講座（前・後期）・データベース講習会・オーダーメイド講習会・シリーズ図書館講座・新聞ランチ・英文多読講座を今後も継続し、学生の情報リテラシー向上を推進する。

(No.66)

【再掲】

- ・全学共用実習室及び各学部実習室のパソコン等の配備計画に基づき、パソコンやサーバシステム、ソフトウェア等を更新し、情報リテラシー教育のための環境整備を行う。
- ・次年度以降の学生数増加に向けて、配備計画の見直しを行い、経営情報学部 2 階にある全学共通実習室（4215 室）の PC 更新を行う。

(No.67)

【再掲】

- ・情報ネットワークの使用状況について継続的に調査し、必要に応じて、ネットワーク関係機器の更新や情報コンセントの設置を行うなど、学内ネットワーク環境の改善を図る。

(No.68)

【再掲】

- ・草薙図書館では、今後も図書館学習サポーター事業を継続し、学生同士の学び合いや自主的で多岐な学びを促すためのピア・サポートによる学習支援を充実する。
- ・草薙図書館では、研究活動の利便性向上を目指し、今後も本学の教職員・大学院生・4 年次以上の学部生の図書館時間外利用を継続する。
- ・草薙図書館では、他部署との連携及び情報提供を図り、館内の表示や掲示物、各種展示等の工夫・改善に生かすとともに、掲示を随時見直し、学生が利用しやすい学習環境の整備に努める。
- ・小鹿図書館では、オーダーメイド講習会の継続実施など、学生の自主的学習をサポートする図書館サービスの充実とその広報を図る。
- ・小鹿図書館では、他部署との連携及び情報共有を図り、館内の展示等の工夫・改善に生かすとともに、掲示を随時見直し、学生が利用しやすい学習環境の整備に努める。

(No.73)

【再掲】

- ・本学のコア電子資料とは何かなど電子ジャーナル・データベースの整備のあり方について、図書館情報委員会等で今後も検討する。
- ・機関リポジトリでは、オープンアクセスリポジトリ推進協会と連携し、本学の研究成果や学術情報資源の利活用を推進する。

(No.102)

【再掲】

- ・研究水準の維持・向上を図るため、共同利用研究機器の更新は、取得からの経過年数や利用頻度等を勘案し、県からの補助金等により計画的に実施する。

(No.103)

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

(1) 安全衛生管理体制の確保

- ・学生・教職員の健康診断を実施する。
- ・健康診断結果に基づく事後措置（二次健診の受診勧奨、保健指導等）を徹底する。
- ・作業環境測定等の外部専門家による評価結果に基づき、安全設備の整備に努める。
(No.156)
- ・危険有害因子を含む実験等を日常的に行う学生・教職員に「安全実験マニュアル」（年次改訂版）を配付する。
- ・教職員及び学生を対象に安全衛生講習会を開催する。
(No.157)
- ・毒物・劇物、その他の危険性を伴う薬品の管理責任者による一元管理の徹底を図るため、新規採用教員や大学院進学者を中心に薬品管理システム研修を実施するとともに、適切な保管管理の徹底を図る。
- ・教育研究活動によって生じる廃棄物は、種類ごとに埋立て、焼却など適切な方法により処理する。
(No.158)
- ・地域、近隣大学との連携や、地域管轄の警察署から防犯に対する講話もいただく大学近隣の下宿、アパート業者との連絡会の開催を通じて、学生が安心して安全な大学生活を送ることができるよう環境づくりに努める。
(No.159)

(2) 危機管理体制の確立等

- ・防災ポケットマニュアルを新入生や新たに採用された教職員に配布し、防災に対する意識の向上を図る。
- ・引き続き外部専門家と連携して、事業継続計画の策定を検討する。
- ・小鹿キャンパスでは、教職員用危機管理マニュアルの更新について検討する。
(No.160)
- ・防災管理点検結果に基づき、学内施設設備の安全対策を実施する。（①共用スペースを優先した什器備品の耐震固定措置、②自衛消防隊本部各班長に自衛消防業務講習の受講、③避難経路の物品の撤去）
- ・全学防災訓練、自衛消防訓練を実施し、災害等に備えるとともに、防災体制の有効性を確認する。
- ・小鹿キャンパスにおいては、教職員で構成される自衛消防組織の能力向上を目的とした防災訓練を行う。
(No.161)
- ・災害時における静岡県、静岡市、地元自治会との連携や他大学との連携強化について引き続き検討を進める。
- ・外部専門家等と連携して、災害時の地域住民の受入体制を検討する。
- ・小鹿キャンパスでは、防災訓練を地元自治会と協働で行うとともに、静岡市と避難所指定について検討を行う。
(No.162)

3 社会的責任に関する目標を達成するための措置

(1) 人権の尊重等

- ・学外相談員による相談の開催、教職員の相談員による相談、及び障害者専用の相談体制を引き続き実施し、ハラスメントの防止・救済対策の充実を図る。
- ・部局ごとに教職員を対象とするハラスメント研修会の参加率を高めるための広報を強化し、かつ、欠席者に対しては当日の研修内容を録画したDVDの視聴をさせるなど、引き続き全教職員にハラスメント根絶のための意識を徹底させる。

- ・学生に対しては、リーフレットの配布や Web 学生支援システムを通じてハラスメント相談窓口の周知を引き続き行う。
 - ・学生・教職員に対する啓発活動として、引き続きニュースレターの発行等を行う。
- (No.163)

- ・ジェンダー、マイノリティに関する全学共通科目を継続開講し、男女共同参画に関する管理職を含む教職員向け研修のテーマ・方法について具体的検討と提言を行うとともに、保育支援制度以外のさまざまなワーク・ライフ・バランス支援制度の導入の可能性をも併せて検討し提言を行う。
- (No.164)

(2) 法令遵守

- ・研修会への参加等により、監査業務に従事する職員の資質の向上を図るとともに、国・県等が行う法令制度研修会に積極的に参加し、職員の法令知識の向上を図る。
 - ・教職員を学内の FD 講習会や SD 講習会、学外の研究会等に積極的に参加させるなどして、コンプライアンス意識や法令遵守意識（個人情報管理及び情報漏えいリスク管理を含む）の向上及び徹底を図る。
- (No.165)

(3) 環境配慮

- ・環境に関する科目を通じた学生の環境配慮への意識向上や省資源、省エネルギー、リサイクルなどへの取り組みを進め、エコキャンパスの実現に努める。
- (No.166)

【再掲】

- ・環境やユニバーサルデザインに配慮し、引き続き、照明機器の LED 化を進めるとともに、トイレの改修などを進める。
- (No.155)

V その他の記載事項

1 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

2 短期借入金の限度額

(1) 限度額 13 億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。

3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

4 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

5 県の規則で定める業務運営計画

(1) 施設及び設備に関する計画

施設・設備等の内容	予算額（百万円）	財源
大規模施設改修	273	施設整備費等補助金
大型備品更新	50	

(2) 人事に関する計画

- ・教員は、全学機関である教員人事委員会の選考を通じて公平性・透明性を確保の上、広く優秀な人材を採用する。事務局職員については、大学事務の専門性に配慮して法人固有職員を採用する。
- ・教員及び事務職員のファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントを実施する。
- ・新たな教育研究活動の展開に係るものを別にして、期首の定数を上限に、教員及び事務職員の定数を適正管理する。

(3) 中期目標の期間を超える債務負担

なし

(4) 積立金の使途

積立金は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

(別紙)
予 算

平成30年度予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	4,656
施設整備費補助金	323
自己収入	1,941
授業料収入及び入学金検定料収入	1,881
雑収入	60
受託研究等収入及び寄附金収入等	455
長期借入金収入	0
目的積立金取崩収入	129
計	7,504
支出	
業務費	6,726
教育研究経費	5,101
一般管理費	1,625
施設整備費	323
受託研究等経費及び寄附金事業費等	455
長期借入金償還金	0
計	7,504

収支計画

平成30年度収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	7, 1 1 0
經常費用	7, 1 1 0
業務費	6, 1 5 8
教育研究経費	1, 2 7 0
受託研究等経費	3 8 3
人件費	4, 5 0 5
一般管理費	6 7 3
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	2 7 9
臨時損失	0
収入の部	7, 1 1 0
經常利益	7, 1 1 0
運営費交付金	4, 6 5 6
授業料収益	1, 4 6 2
入学金収益	1 8 1
検定料等収益	6 1
受託研究等収益	3 8 3
寄附金収益	2 8
補助金収益	0
財務収益	0
雑益	6 0
資産見返運営費交付金等戻入	2 0 7
資産見返物品受贈額戻入	2 3
資産見返寄附金戻入	4 9
臨時利益	0
固定資産売却益	0
純利益	0
総利益	0

資金計画

平成30年度資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	7,958
業務活動による支出	6,960
投資活動による支出	544
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	454
資金収入	7,958
業務活動による収入	7,052
運営費交付金による収入	4,656
授業料及び入学金検定料による収入	1,881
受託研究等収入	383
寄附金収入	72
補助金収入	0
その他の収入	60
投資活動による収入	323
施設費による収入	323
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	583